

## (2) 検討状況報告書

12 - 01 この「検討状況報告書」は、以下の点において環境影響評価（アセスメント）に値しない。

調査方法、調査技術、調査内容等「環境影響評価書（海上の森）」のレベルよりはるかに見劣りがする。調査データに多くのイーゼーミスが目立つ。

平成 11 年 10 月に出された「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価書 - 青少年公園地区等編」より大きく後退をした検討内容である。

上記評価書において不十分とされた追加調査として位置付けられるにはあまりにもお粗末な調査である。

環境影響についての検討状況報告書であるにも関わらず、調査結果を記したに過ぎずアセスメント調査に値しない。

12 - 02 現計画で環境への負荷がどれほど低減されるのかは、今回の検討状況報告書において必ずしも明らかにされてはいません。また、オオタカ調査検討会でも最終結果は出されていません。青少年公園地区に存在する生態系は、部分的であれ海上の森より豊かな自然をもっていると、多くの専門家に指摘されています。青少年公園地区及び海上地区への交通アクセスをはじめ下水道・廃棄物の処理計画、環境負荷の低減に向けた代償措置など、検討すべき課題はいろいろ残っています。

本来ならば環境アセスメントの再実施を行うべきですが、仮にそれを行わないとしても、現在の会場計画は不確定要素が高く、しかも評価の基礎となっているデータは 1 年たらずの環境調査に基づくもので、とても十分とは言えないものであることから、会場計画の熟度が高まり、十分なデータが揃う段階で、あらためて「検討状況報告書」を作成し、市民の意見を聞くことを求めます。

12 - 03 今より生活環境を悪くしないでほしい。検討状況報告書では大気汚染や水質について納得いかない。

12 - 04 町内への車の流入による渋滞や大気質への影響は、会期中のみならず、工事用車両によるものも含めて検討されるべき。しかし、本報告書は不十分であり、現状に即した検討となっていない。

12 - 05 問題提起に対する具体的な処方箋を示して欲しい。工事前の段階ですでに環境基準を超えているものについては積極的な対応策が示されて然るべきではないか。示されないのは、方法書と準備書を合わせ持ったような位置付けで今回の報告書が書かれているとするなら、方法書段階の住民意見省略が協会側の恣意的効果と見るべきか。

12 - 06 全体的に問題点は指摘してあるが具体的な対応は何も記載されていない。修正評価書には具体策を明記していただきたい。

12 - 07 下水、廃棄物について環境負荷が最も少ない計画にすべきであるが、具体的なものが示されていない。

12 - 08 青少年公園内の森、池、湿地とそこに生息する動植物の保護について具体的な対策を明示すべき。工事による破壊、汚水・泥水の流入、振動による影響等々に対する保護策を具体的に明示すべき。

12 - 09 「評価書 - 青少年公園編」の補充、追加調査であるとすれば、この「検討状況報告書」はあまりにもお粗末であり、「評価書」で足りない「予測・評価」のための調査としては「位置確認」のみである。「保全措置」を講じるためには、工事による騒音や水系等の分断に対する影響予測や回避・低減・代償策などの検討課題の調査を行わなければならない。

## 《 見 解 》

この検討状況報告書は、BIE 登録申請書に盛り込まれた会場計画等が、海上地区での会場の縮小及び新住事業の中止等の基本的方向を受けて評価書（H11.10月）段階の計画を見直したものであること、また、愛知青少年公園及びその周辺における調査期間が1年間経過したことから、これまでに各界から寄せられた意見・要望等を踏まえ、環境の保全の見地から重点的に早急に検討すべき課題について、現段階の検討状況を取りまとめたものです。

なお、今後も引き続き、会場計画等の具体化に応じて環境保全措置等の具体的な検討に努めてまいります。

12 - 10 p.10、「青少年公園地区の利活用に係る環境影響については、できる限り修正評価書において予測・評価を行うこととする。」とあるが、このように不十分な環境影響評価だけで次の手続きの「修正評価書」に進むことは世界に恥をさらすこととなる。国自らが定めた「2005年日本国際博覧会環境影響評価要領」第16（評価書の修正）に従い、第1（3）事業実施区域の変更だから、第16（3）「当該修正に係る部分についての環境影響評価の再実施」を行う必要がある。

12 - 11 p.10、「青少年公園地区の利活用に係る環境影響については、できる限り修正評価書において予測・評価を行うこととする。」とあるが、こんなに実質的な会場予定地になったのに「できる限り」では不十分である。「2005年日本国際博覧会環境影響評価要領」で定めた項目と手法に基づき、全面的・科学的な予測・評価を青少年公園地区で行う必要がある。

## 《 見 解 》

本博覧会に係る環境影響評価手続きは、平成12年1月に評価書についての通産大臣意見が述べられたことから、通産省要領 第1章 手続 第16 評価書の修正 の段階に至っております。

評価書（H11.10月）以降の会場計画等の変更は、第16（1）「第1（2）に掲げる事項の修正（事業規模の縮小や実施細目に定める軽微な修正等を除く。）」のうち「実施細目に定める軽微な修正等」に該当し、第16（3）「（1）（2）以外の修正」が適用されることになると考えております。

なお、現段階における会場計画等の検討の方向性は、同要領 第2章 実施細目 に定める「軽微な修正等」として第8（1）～（6）に示されている項目のうち、（5）「事業実施区域、事業規模その他事業の基本的な諸元の変更を伴う事業の目的及び内容の修正であって、当該変更により当該事業に係る環境影響の程度が低減する旨が、・・・第16の場合にあっては修正後の評価書において、・・・明らかにされることとなるもの」に該当すると考えられることから、第16（3）に基づく「当該修正に係る部分についての環境影響評価の再実施」を行った上で修正評価書を作成することになると考えております。

今後は、会場計画の熟度が一定程度高まった段階で修正評価書を作成し、公告・縦覧等必要な手続きを実施したいと考えております。

12 - 12 修正評価までの調査として「知事の意見、通産大臣の意見を踏まえ調査項目を追加している」と書かれている。修正評価のための追加調査項目はどんなものであるか明らかにすべきである。

## 《 見 解 》

準備書についての愛知県知事の意見を踏まえ、水質汚濁に係る環境基準に追加された項目（硝酸性

窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)の採水調査、並びに、海上地区の魚類調査を追加しております。

また、評価書についての通産大臣の意見を踏まえ、騒音、振動及び交通量の現地調査(調査地点の追加を含む。)、騒音に係る類似事例調査(淡路花博)、香流川における河川水質通日調査、青少年公園地区周辺における地下水位連続測定、海上地区の繁殖鳥類及び中型哺乳類の忌避反応及び回帰行動等調査、里地の生物多様性の回復に向けた実証実験調査、並びに、青少年公園地区のオオタカ定点調査を追加しております。

12 - 13 p.4、会場計画の変更の流れ図には、BIE への説明、その反応・意見を明記すべきである。

《 見 解 》

検討状況報告書 p.4~5「図 1-1-2 会場計画の変更と環境影響評価」は、会場候補地の区域等の変更の経緯と環境影響評価の関わりを模式的に分かりやすく表現することにより、環境影響評価の実施と併行して会場計画等の策定作業が進められていること、また、環境影響評価の各段階の結果が計画にフィードバックされていることを理解していただくために作成したものです。

12 - 14 この『検討状況報告書』と同時に関覧している『愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について』はどのような関係があるのか。内容的には『検討状況報告書』の資料編的な性格を持っているが、どの案内を見てもそのようには説明していない。ところが周辺道路の実際の平均走行速度が調査してあったり(p.19)、通産大臣から指摘されてあわてて調査した地下水調査結果が示してある(p.57)など重要な資料も含まれている。それなのに、この冊子について正式に意見を求めているのは不十分である。

《 見 解 》

愛知青少年公園及びその周辺における現地調査結果については、昨年7月までの通年1年間の調査結果を取りまとめ、平成12年8月30日付けで公表資料を作成しました。この資料は、同年9月3日の長久手町説明会などの機会に希望者に配付いたしました。

今回、この資料の内容を精査し、検討状況報告書(本編)とともにその別冊(「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」)として公表し、閲覧等を行っております。

調査結果の記載について、本編には、環境影響の検討(予測)に必要な既存資料及び現地調査結果の概要を記載することとし、愛知青少年公園及びその周辺における1年間の現地調査結果については、別冊に記載することとしました。